

当法人では、「役員および評議員の報酬等に関する規程」で、私立学校法第 100 条に基づく「役員の報酬等の支給基準」を定めている。文部科学省から毎会計年度終了後 3 か月以内に求められている「理事会における報酬基準の内容確認」は、同規程を確認することで行うものしており、2026 年度については、2026 年 6 月 10 日開催の当法人理事会にて確認済である。

学校法人創価学園 役員および評議員の報酬等に関する規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、学校法人創価学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 59 条の規定に基づき、役員および評議員の報酬、賞与、退任慰労金等の支給の基準について必要な事項を定める。

（定 義）

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 職員理事とは、学園の職員として給与の支給を受けている理事をいう。
- (3) 職員評議員とは、学園の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員または評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程および退職金規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員または評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

（役員および評議員の報酬）

第 3 条 理事長・副理事長および監事ならびにその他常勤役員の報酬は、月払いとし、毎月 25 日（その日が休日または土曜日にあたるときはその前営業日）に支給する。

- 2 その他の非常勤理事の報酬は、年払いとし、毎年 7 月に支給する。
- 3 評議員の報酬は、年払いとし、毎年 7 月に支給する。
- 4 役員および評議員が任期途中で退任した場合は、前各項の報酬は月割計算とする。報酬支払が未了の場合は、前各項の定める時期に月割計算後の報酬額を支給し、報酬支払済みの場合は、退任した役員および評議員は退任の日から 30 日以内に、既に受領した報酬額から月割計算後の報酬額を控除した金額を学園に返還しなければならない。

（役員の報酬額）

第 4 条 役員に対する報酬額は、別表の通りとする。

- 2 職員理事に対しては、別表の報酬額を職務手当として給与と合算して支給する。

(評議員の報酬額)

第 5 条 評議員に対する報酬額は、別表の通りとする。

2 職員評議員に対しては、報酬は支給しない。

(賞 与)

第 6 条 役員（職員理事を除く。）および評議員については賞与を支給しない。

(退任慰労金)

第 7 条 役員および評議員については退任慰労金を支給しない。

(交通費および費用)

第 8 条 役員および評議員には、理事会および評議員会の出席等法人運営のための業務にあたった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

2 役員および評議員が職務執行のために出張した場合は、当該役員および評議員に対して次の通り旅費を支給する。

(1) 交通費

(2) 日当

(3) 宿泊費

3 交通費および宿泊費については、領収書の証憑書類によりその実費を支給する。ただし、鉄道・バス等の普通運賃および個人車両使用の際のガソリン代については、証憑書類を省略することができる。

4 日当については、食事代相当分（1食につき1,000円）を支給する。

5 役員および評議員が職務の執行にあたって、本条1項および2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置きおよび閲覧)

第 9 条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学園は、何人からの請求であっても、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公 表)

第 10 条 学園は、この規程を学園のホームページに公開する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を得なければならない。(細則の制定) 第 12 条 理事長は、この規程の運用について、必要と認める場合は細則を制定することができる。

付 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、2001 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この変更した規程は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この変更した規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この変更した規程は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この変更した規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この変更した規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
2. 私立学校法改正（2025 年 4 月 1 日施行）に伴い、学園寄附行為付則第 3 項の規定に基づき、任期が延長された役員および評議員について、延長期間については、報酬は支給しない。

付 則

この変更した規程は、2025 年 7 月 1 日から施行する。

(別表) 役員および評議員の報酬基準

(1) 理事	< 報酬額 >	
理事長・副理事長	月額	30,000 円 (税込)
理事 (常勤)	月額	20,000 円 (税込)
理事 (非常勤)	年額	61,895 円 (税込)
(2) 監事	< 報酬額 >	
監事 (非常勤)	月額	50,000 円 (税込)
(3) 評議員	< 報酬額 >	
外部評議員 (非常勤)	年額	15,473 円 (税込)